

## 第37号

# SOS ニュース

### < 職場のトラブルとメンタルヘルス >

#### 「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」

■平成24年3月に厚生労働省「職場のいじめ、嫌がらせ問題に関する  
円卓会議」を通じまとめられたものを掲載します。

(報告のポイント) \*特に下線部分が今回定義されています

- 1、 何故職場のいじめ、嫌がらせ問題に取り組むべきか  
これらは、労働者の尊厳や人格を侵害する許されない行為である。又企業にとっても、生産性の低下や人材の流出といった損失を防ぐ意義がある
- 2、 職場からなくすべき行為は何か  
労使が予防・解決に取り組むべき行為を以下のとおり整理し、そのような行為をパワーハラスメントと呼ぶ事にした  
職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を言う。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる
- 3、 労使の取り組み  
まず、企業として職場のパワーハラスメントはなくすべきという方針を打ち出すべきである  
\*予防するため ○トップのメッセージ ○ルールを決める  
○実態の把握 ○教育する ○周知する  
\*解決するために ○相談や解決の場を設置する ○再発を防止する

※ 参考：厚生労働省 HP より